

平成20年 第4回(定例)高鍋町議会会議録(第2日)

平成20年12月12日(金曜日)

議事日程(第2号)

平成20年12月12日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第53号 高鍋町課設置条例の全部改正について
日程第2 議案第54号 高鍋町総合計画審議会条例等の一部改正について
日程第3 議案第55号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について
日程第4 議案第56号 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について
日程第5 議案第57号 高鍋町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第6 議案第58号 高鍋町国民健康保険条例の一部改正について
日程第7 議案第59号 予防接種事故に対する見舞金等の支給に関する条例の一部改正について
日程第8 議案第60号 平成20年度高鍋町一般会計補正予算(第3号)
日程第9 議案第61号 平成20年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
日程第10 議案第62号 平成20年度高鍋町老人保健特別会計補正予算(第2号)
日程第11 議案第63号 平成20年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
日程第12 議案第64号 平成20年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
日程第13 議案第65号 平成20年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第2号)
日程第14 議案第66号 平成20年度高鍋町水道事業会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第53号 高鍋町課設置条例の全部改正について
日程第2 議案第54号 高鍋町総合計画審議会条例等の一部改正について
日程第3 議案第55号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について
日程第4 議案第56号 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について
日程第5 議案第57号 高鍋町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第6 議案第58号 高鍋町国民健康保険条例の一部改正について
日程第7 議案第59号 予防接種事故に対する見舞金等の支給に関する条例の一部改正について
日程第8 議案第60号 平成20年度高鍋町一般会計補正予算(第3号)
日程第9 議案第61号 平成20年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
日程第10 議案第62号 平成20年度高鍋町老人保健特別会計補正予算(第2号)

日程第11 議案第63号 平成20年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第12 議案第64号 平成20年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第13 議案第65号 平成20年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第2号)

日程第14 議案第66号 平成20年度高鍋町水道事業会計補正予算(第1号)

出席議員(16名)

1番 緒方 直樹君	2番 黒木 正建君
3番 池田 堯君	5番 水町 茂君
6番 大庭 隆昭君	7番 柏木 忠典君
8番 矢野 友子君	10番 岩崎 信也君
11番 八代 輝幸君	12番 徳久 信義君
13番 中村 末子君	14番 春成 勇君
15番 永谷 政幸君	16番 時任 伸一君
17番 山本 隆俊君	18番 後藤 隆夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 壱岐 昌敏君	事務局補佐 田中 義基君
議事調査係長 山下 美穂君	

説明のため出席した者の職氏名

町長	小澤 浩一君	副町長	興梠 正明君
教育長	萱嶋 稔君	代表監査委員	井崎 俊博君
総務課長	川野 文明君	企画商工課長	東 啓三君
財政課長	正崎 博君	都市建設課長	間 省二君
環境整備課長	日野 祥二君	農業委員会事務局長 ...	清野 秋實君
農業振興課長	長町 信幸君	会計管理者兼会計課長 ...	杉田順一郎君
町民課長	山本 泰英君	福祉保健課長	井上 敏郎君
税務課長	竹内 昭博君	水道課長	芥田 秀則君
教育総務課長	永友 吉人君	社会教育課長	松木 成己君
美術館副館長	曾我部義雄君		

午前10時00分開議

議長（後藤 隆夫） おはようございます。

只今から本日の会議を開きます。

日程第 1 . 議案第 5 3 号

日程第 2 . 議案第 5 4 号

日程第 3 . 議案第 5 5 号

日程第 4 . 議案第 5 6 号

日程第 5 . 議案第 5 7 号

日程第 6 . 議案第 5 8 号

日程第 7 . 議案第 5 9 号

日程第 8 . 議案第 6 0 号

日程第 9 . 議案第 6 1 号

日程第 1 0 . 議案第 6 2 号

日程第 1 1 . 議案第 6 3 号

日程第 1 2 . 議案第 6 4 号

日程第 1 3 . 議案第 6 5 号

日程第 1 4 . 議案第 6 6 号

議長（後藤 隆夫） 日程第 1、議案第 5 3 号高鍋町課設置条例の全部改正についてから、日程第 1 4、議案第 6 6 号平成 2 0 年度高鍋町水道事業会計補正予算（第 1 号）まで、以上 1 4 件を一括議題とし、1 議案ごと総括質疑を行います。

まず、議案第 5 3 号高鍋町課設置条例の全部改正についてを質疑を行います。質疑ありませんか。1 3 番、中村末子議員。

1 3 番（中村 末子君） 新しい課設置条例を見る限り、総合的な関係で住民への案内など窓口一つである程度の証明などができる体制は考えられなかったかどうか。

また、国民健康保険、後期高齢者医療保険など、健康福祉課となるようですが、以前に福祉課に置いた経緯があるが、その問題点は克服されたのかお伺いします。

上下水道が一緒の部署となりますが、会計処理問題について、どのような体制を考えておられるのか。この配置により人件費などの問題はどのように推移していくのか。職員の仕事の内容が変更となりますけれども、そのことで研修などについてどのような計画を行っていくのかお伺いします。

議長（後藤 隆夫） 町長。

町長（小澤 浩一君） お答えいたします。

総合窓口というふうにおとりしてお答えをいたします。

総合窓口のメリットの実際設置するとした場合の現実性を比較しながら検討を進めてまいりました。他市町村の順位を見ますと、大規模な市において設置している場合と市町村合併で分庁方式をとり、総合窓口を設置しているところがほとんどであり、本町と同規模

の自治体で総合窓口を設置しているのは、まれな状況でございます。

また、大規模な市において、相当数の職員を配置するとともに、電算化を図っております。このような中、新たな組織体制のもとで、総合窓口として職員を配置することは困難な状況であるということから、組織機構の見直しにあわせた設置は見合わせたところでございます。

今回につきましては、町民生活に関係の深い環境保全係を1階に配置するなど、住民の利便性の向上を図ったところでございます。今後は、引き続き総合窓口の研究をする一方で、例えば、各種申請者の一本化できないかなど住民サービスの向上につながる具体的な取り組みを進めてまいりたいと存じます。

次に、健康福祉課の組織体制についてであります。今回の見直しに伴い、現行の福祉保健課より大きな規模となっており、特別会計についても5つ会計を持つこととなります。以前も類似した組織体制により、課の運営をしていく中で、業務量の増加に伴い職員の負担が生じたことから、課の体制を見直した経緯もございまして、提案理由でも申し上げましたとおり、町民の健康を維持、増進させるとともに、福祉の向上を図る観点から保健、医療、福祉を一体的に進めることを目標に、その目標を達成するための組織のあり方について検討し、今回の体制に見直したところであります。

また、課内部のマネジメントにつきましては、係の数や課の職員も増加することとなりますが、例えば、課長補佐を複数配置するなど、その機能が低下しないよう加えて住民サービスの低下を招かないような人員配置等も十分配慮してまいりたいと考えております。

次に、人件費の削減額についてでございますが、退職者が発生することにあわせ、今後、課や係の体制の変更による人件費の減少はありますが、今回の見直しは行財政改革大綱に掲げている機動的で政策対応力の高い組織体制の整備を柱として、具体的には、職員数の減少や地方分権に伴う事務量の増加に対応できる効率的で効果的な行政組織の再編を目指し取り組んできたところでございます。したがって、今回の見直しによる直接の人件費の削減はありません。

以上です。

お答えいたします。

次に、上下水道についてであります。御質疑のとおり、下水道事業特別会計と会計企業である水道事業の両会計を取り扱うこととなりますが、職務を遂行するに当たっては、会計を複数取り扱うことに起因するミスが発生してはならないことであり、職員の資質向上を継続して図りながら、組織的には上水道の係と下水道の係に分けるとともに、それぞれ担当補佐を配置することで、会計処理及び課のマネジメントを適切に行ってまいりたいと存じます。

以上です。

議長（後藤 隆夫） 副町長。

副町長（興相 正明君） 研修の関係については、私のほうから答弁させていただきたい

と思います。

組織体制見直しによりまして、入れ物といいますか、形はできるわけなんですけれども、やはり、それがうまく機能するかどうかというのは、ひとえに職員の資質にかかっているというふうに考えております。

それで、そういう目的に沿うような形で職員のスキル向上、資質向上が図れますように、いろいろな研修体系を組みたいと考えております。1つは、例えば、自治大学校等がございますけれども、そういったものの短期研修を利用する方法がございます。それから、体系的に、今までのような基礎的な職員研修だけでなく、政策立案能力を高めるような政策推進能力、提案能力を高めるようなそういった体系的な研修を行ってまいりたいと思っております。

それと、来年度学校給食の民間委託に伴いまして、現業職員が本庁に入ってまいりますので、そこも職員に対してもマンツーマンできっちりと業務能力が身につくような形の研修等を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

13番（中村 末子君） 町長が答弁されましたけれども、本町と同規模の自治体では人事配置が非常に難しいということで、総合課設置ってというのは見送られたということのような答弁なのですが、これまで確かに答弁の前と後を聞いてみると、そういう証明などができるような窓口というのを考えていきたいと、体制は考えていきたいということは言われているわけですね。これは、議員の一般質問の中でも、しっかりとそのことは答弁されているのですね。

ところが、新しい課の設置条例の中で、全然ないわけですよ、例えば、総務課なり、受付の例えば町民課なり、税務課なり、いろいろなところで、証明書を、窓口を一つにするということを新しい課の設置条例の中で課の分掌事務は次のとおりするという事になっている、その中でしっかりとうたっておかないと、これは考えたことにならない。考えてもいないのに答弁だけ先走っている。

これは、やっぱり私たちが一般質問したことに対する町長の裏切り行為ですよ。こういうことをやっぱりしっかりと、新しい課を統廃合したりしていく中で、しっかりと、その答弁を、議会議員の質問を、しっかりと受けて、その中で提案を受けてそれを把握していく、そして、それをその中に取り込んでいく、それがやはり必要じゃないかなと、これから考えるなんていうたら、新しい課の設置条例を出しておきながら、これから考えるって、また新しい課を設置するのですか、違うんでしょ。だから、新しい課を設置したら、その中にちゃんと証明関係をどこで一括してするようにしていくということを、きちんと答弁していただかないと、また新しい課を設置するのですか、違うんでしょ。一番最初の答弁は、新しい課を設置することはできなかったという答弁でしょ、総合窓口としての新しい課を設置することはできなかったという答弁なわけでしょ。そしたら、その事務については、

どこで行うのかということを確認にする必要があるんじゃないかなと思いますので、そのところは、再度今までの一般質問などで答弁があることを、どのように実現を図っているのか、どこの課で実現を図ろうとしているのかお伺いをしたいと思います。

また、私が2番目に質問しました健康福祉課となるよと、その問題点は克服されたのかということを知っているわけですよね。先ほど、副町長が答弁されましたよね、今度は人事配置で給食調理が委託される、そのことによってその現業職員っていうのが入ってくる、その現業職員がすぐ実務につけるかといったら、これはつけないと私は思うんです。多分そういうふう副町長も、答弁された副町長も思っていらっしゃると思います。これはまた二、三カ月の研修でできるとは思いません。

だから、先ほど言われたマンツーマンでって、マンツーマンでっていうことは、マンツーマンっていうことは、一人に一人がつくってっていうことは、何人つくわけですか。結局、その人も本業がおろそかになるっていうことなんですよ。教育で町長が教育するとか、副町長が教育するっていうことであれば、直接の業務に携わっている人がするっていうことであれば、窓口対応なり、いろいろな対応が倍はね、倍は停滞するっていうことを考えている。

また、そして退職者がいるということを考え合わせたら、すごい仕事量が一人の職員にかかってくる、仕事の量が3倍か4倍に膨らんでくる、そういうことを考えたときには、やはり、ここのちゃんと計画性があるのかどうかということをしかりと答弁していただかないと、この課設置条例について疑問が投げかけられる。そうでないとそういう計画をしっかりしているのかどうかということをやはり聞いておかないと、例えば、上下水道の会計処理の問題についてもそうですよ、会計処理でパソコンが違うわけですよ、もちろんね。企業会計と財務会計っていうのは、一般財務会計っていうのは違うわけですから、だから、そのところで混乱する、混濁する要素が出てきはしないか、仕事としては、上下水道が一緒になることは、すごく工事関係でよろしいんじゃないかなと思うんですよ。工事を進捗するに当たってですね、上下水道が一緒になるということは、もうこれは外部的から見ても好ましい状況であると、そこは判断できるんですよ。

ところが、問題は、この会計処理の問題で、問題が出てくるのではないかと、逆に言えば、下水道のいわゆる処理も企業会計へ、恐らくこれを機会に変更していく方向がひょっとしたら望ましいのではないかと。そうすると、マスへのつなぎ込みも含め、投資したお金がどれだけ効果が出てきているのか。そして、どうなっているのかと、どう推移していくのかということが、またこれは混乱を生じないで、1年ぐらいは企業会計に変更していくなら、正直な話し、1年ぐらいはすごく大変なことだろうとは思いますが。しかし、その中で精査されていくいろいろな事柄っていうのが、やはり出てくると思うんですね。そういうことを考えたときには、やはり、この上下水道が一緒の部署となる、このことを機会に、企業会計へ、下水道会計を変更していく、そのためには財産も新たにしっかりと下水道関係への移行も図らないといけないと思いますし、そのためにどうなるのか。

例えば、今まで下水道でいわゆる水道料金を換算して勘案して下水道料金というのを勘案してしましてよね、その、だから下水道処理部分から水道課へ、その分のメーターを計量する部分の人件費っていうのを、ある程度支払っていましたよね、それが同じ課になったらどうなるのだろうかとか、細かいですけど、そういうことがすごく気になっていく部分があるわけですよ。そのこともあわせて、もっと深く考えていけば、簡単に課を変えられなかった理由っていうのが、やはりかなり出てくるんじゃないかなと思うんです。

だから、その辺をどう精査して、どうこの条例案を提案してきたのかっていうことが、しっかりと提案理由として説明されていない。だからこそ、総括質疑という形でしか、私たちはできない、これが委員会の中でこの課設置条例をもっと、もっと精査をして、慎重な審査をされるだろうと思いますけれども、これをちゃんと委員会が慎重な審査をしなかったら、もう同じような質疑が今度は執行部が答弁できない部分を、委員長が質疑を受けなきゃならないという状態が出てくるわけですよ。だから、私はこうやって総括質疑の中でしっかりと提案をしていただきたいということを議会運営委員会でも申し上げました、そのことなんですよ。

だから、課の設置条例というのは、大きくね、大きく高鍋町が前進するのか、後退するのかっていう、前進したいという思いでやってきているのであれば、その提案をしっかりとしていただかないと理解できない、何ですののかなっていうのが、いろいろな問題点ははらんでいるのを、それをどう克服していくつもりがあるのかなということがわからないと、なかなか前に進めない、そこをだからきちんと精査された上で、この課設置条例は出されたものというふうに思っていますので、そのことを考えたときに、どういう形で提案をしようと、精査されたのかなということを聞きたいわけです。

議長（後藤 隆夫） 町長。

町長（小澤 浩一君） お答えします。

今回の組織見直しについては、行財政改革大綱に掲げている機動的で政策対応力の高い組織体制の整備の一環として取り組んでいるものでありますが、単に、行財政改革大綱を漫然と実施するのではなく、本町の特性を生かしつつ、現在、あるいは将来的にしっかりと行政基盤が確立する、その第一歩として進めるものであります。

具体的には、社会的ニーズに柔軟かつ的確に対応できること、質の高い行政サービスを提供し、住民利益を高めることができること、簡素で効率的であること、それから、課、係の枠を超えた横断的な取り組みが期待できるものであること、将来的な職員数に対応し、事務事業が着実に遂行できる課及び係の配置ということでございます。この5点を目標に、これまで高鍋町機構改善推進会議及び高鍋町行政事務改善委員会で協議、検討を行い、現在に至っているところでございますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

（発言する者あり）

議長（後藤 隆夫） 企画商工課長。

企画商工課長（東 啓三君） 総合窓口の件について、私のほうから答弁をさせていた

だきたいと思います。

総合窓口、いわゆるワンストップ窓口ということになりますけれども、これには3つの方法が考えられるというふうに思っております。1つは、マンパワーによる方式、いわゆる職員を多人数配置して事務処理をしていくという方法、それから、電算化による方法、これは、例えば住民票なり、税なり、そういったものの電算化を図って総合窓口としていく方法、それから、もう1つは、エキスパート方式といひまして、職員の資質の向上をさせて一人の職員が複数の分野を超えた事務を行っていくという方法、この3つの方法が事務改善委員会、こちらのほうでも検討いたしました、現在の職員配置数について考えるならば非常に難しいという判断に立ったところであります。

しかしながら、住民の利便性の向上というのは、常に図っていく必要がございますので、今回につきましては、環境保全係、環境整備課にあります環境保全係、いわゆる住民のごみ関係が非常に大きな問題になってきますけれども、この部分について、1階のほうに移しまして町民生活課というような方法をとらせていただきました。引き続き、総合窓口については、他市町村の例を見ながら今後研究を進めながら検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

13番(中村 末子君) まだよ、答弁ができていないよ、議長。

議長(後藤 隆夫) 中村議員。

13番(中村 末子君) 人事配置の問題だから、だれでもいいんよ、答えてくれれば。

議長(後藤 隆夫) 今まで答弁がありました、あとの部分に、まだ不足があるのか、ちょっと、もう一度。

副町長。

副町長(興梠 正明君) 済みません、これは端的な答弁になるかどうかちょっとわからないのですが、1つの例として給食調理職員を福祉保健課にっていうような例示をなされましたけれども、そういった錯綜するところに配置するということは、今のところ考えておりません。

それから、どうしてもこういう機構改革のときに、職種がえをしたときには、やはりそういった一定の負担がかからざるを得ないと、そういう中で、これは県でも大規模に職種がえをしておりますけれども、やはりマンツーマンについて、通常業務をこなしながらやっていくというようなことで進めておりますので、そういう中で異論のないように進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長(後藤 隆夫) 13番、中村末子議員。

13番(中村 末子君) 聞きたかった答弁はそういうことじゃないんですよ。マンツーマンでやる、例えば、大きな会社であれば、マンツーマンでできると思うんですよ。例えば、県庁あたりぐらいだったらたくさん的人数がいますので、そのマンツーマンでやりな

がらほかの仕事をこなしていくってということは、これは可能じゃないかなと思うんです。しかし、私が一番問題にしたいのは、仕事がね、仕事のできる人にある程度集中してしまうのではないかと、そのことが仕事をする人と、できる人とできない人とに別れてしまったときに、そのできる人は、かなり負担を強いられなければならない。その中において、仕事が集中してしまったら、結局、ほかの人への信頼関係、人間関係がぎくしゃくしてくるんじゃないかなというのが1つ出てくるわけですよ。コミュニケーションがうまくとれていけない、ひとりぼっちになってしまう職員が多数出てくるんじゃないかと。それが一番危惧されるわけですよ。

だから、仕事ができなくて、仕事の配置のしようがないというところが、もし出てきたりしますよね、その人がそのことに耐えられればいいのです。耐えられない場合、精神的ないろいろな病気を病んだりとか、仕事に来れないとか、いろいろなことが出てくると思うんですね。だから、職員の中で、私前一般質問しましたよね、そういう精神状態の職員が、一体何人ぐらいいるのかということも質問しましたよね、これは職員の健康管理上も非常に大きな問題が課設置条例には含まれているのですよ。その辺をどうカバーしていくのか、どうケアしていくのかということも含めた上で、この課設置条例が提案されたとは思っているわけですよ。

そういうことがしっかりと答えられていない、答弁の中に反映されない、私は3度も質問するつもりもなかった、だけど、そういうことが答弁されない。そして、まして、先ほど企画商工課長が答えましたけれども、町長ね、これは町長が答えるべき問題なんですよ、町長が答弁しているのですから。町長が総合案内をやるようなことを言ったわけですから、総合窓口をつくるような、そういうことをちゃんとするようなことを言ったわけですから。プロフェッショナルを置いて、すべての課に精通しているような職員をじゃあこの間育成してきたのかなって思ってみても、そうもないことある。だから、そういうことを聞いているわけですよ。

この課設置条例を出すまでも、一般質問を受けた後に、何年間もあるわけですよ。議員は、質問してすぐ実行していただけたとは思っていませんよ。やっぱり、何年間か見守っていきながら、どうもやりそうにないなと思うときには、また一般質問していくわけですよ。重ねて一般質問をしながら、その中で提案をしながら町長の答弁を聞いていくわけですよ。どう変化があるのか、できないならできないと、検討したけどできないという状態なのかと。でも、耳当たりのいい、そういう言葉をやはり答弁していきながら、内情は何もしていないで実現しませんでしたと、そういうことをされると、議員として町民の負託を受けている議員としては、非常に憤りを感じるんですよ。そうでしょう、のらりくらりと交わされて、どんなにいい気持ちになりますか。町長も元議員時代があったじゃないですか。そうやって不満を述べられていたじゃないですか。同じことなんですよ、自分が町長になったら、口を濁して知らん振りする、それは絶対に許せませんよ。自分の答弁したことには責任を持って真摯に答えていく、だからこそ町長になりたいと思って、町長にな

られたんでしょ。だったらなおさらのこと。町民の負託を受けている町議会議員が、一般質問して、やっていただけるものだと、3年も4年もじっと我慢して待っていたのに、課設置条例の中に何も答えられていない。そのことは、本当に議員として憤りを感じるんです。

うちは、前久家議員がこの質問をしましたよ、そのときにもそういう答弁だったですよ。私はしっかりとそのことも耳に刻んで、胸に刻んで、町民の人からのそういったお話しも聞いて、ちゃんとそういう町民の方たちには答弁を申し上げていますよ。責任ある私は議員として、しっかりと総括質疑なり何なりで、町長のそういった答弁を追及していく必要があると考えているわけです。

だから、先ほど総合案内の問題、これは企画商工課長が答えるべき問題ではない、自分が答えたんだから、自分がエキスパートを育成するか、しっかりとそういう案内窓口をつくるか、ここでしっかりと答弁していただきたいと思うんですよ。もし、できないとなれば、どういった検証をして、どういったことをやってきてできなかったと判断したのか、その資料なりをしっかりと提出していただかない限り、これは答弁になりませんよ。4年間も5年間も放置して、そのままというのは、絶対私許すわけにはいきません。そうでしょ、自分のした答弁に責任を持っていただけないということが明らかになった以上、責任を追及したのは皆さんほかの議員も一緒だと思いますよ。答弁をしてくださったのは会議録に載せるだけですか。議長、私ずっと言い続けたいといけないんですよ、3回目だから、4回目の質疑を許していただけるのであれば、私はここでやめますけどいったん、町長の答弁によっては、私絶対許せませんよ。そうでしょ、総合案内、できるかできないかわからんって、今だに、何年もたって、そんないい加減なね。今までの議事録を見てくださいよ、ちゃんと議事録を見てくださいよ。久家議員だけじゃありませんよ、ほかの議員も質問していますよ。それにちゃんとそういうふうに答えてくださっていますよ。できませんとは一言も言っていない。

私、そういう議事録も見ない、そういうことが蔓延しているんじゃないかなと思うんですよ。だから、ほかの議員から、これまでの自分が一般質問したことについての答弁を再度求められるわけですよ、同じ答弁を何遍も何遍も求められるっていうのは、執行部として、本当に恥ですよ、議事録をしっかりと、毎回毎回読んで、しっかりと答弁をしていただかないと、議員として、町民の負託を受けた私たちとしては、果たせないわけです、責任が。責任を果たすために質疑をしたり、一般質問をしたりしているわけですよ。そのことについて、しっかりと答弁していただきたいと思うんです。

議長、4回目の私の質疑を許可していただきたいと思います。許可していただければ座ります。議長、議長に聞いているんです、4回目を答弁によってはしませんけれども、答弁が議事録も見ない、そういうことであれば、ちゃんと今まで計画もしていない、そういうことであれば、もう一度私質疑をしたいと思います。でも、そういうことがしっかりと明らかになれば、私はもうこれ以上の質疑をするつもりはありませんので。

議長（後藤 隆夫） 執行部の答弁を聞いてから判断をします。

13番（中村 末子君） よろしいですか。

議長（後藤 隆夫） 暫時休憩をいたします。

午前10時34分休憩

.....
午前10時35分再開

議長（後藤 隆夫） 再開いたします。

町長。

町長（小澤 浩一君） 先ほどもお答えをいたしました。現時点で人員を削減しながら課の編成をしていくわけでございますので、今、目標としては、私はそうした総合窓口をつくってやるのが一番いいと思っておりますので、先ほども最後のほうに述べました、今後そういったふうに向けて研修をしていくということで、今、人員がだんだんだんだん減っていく中で、ここに配置する人員がなかなかおりません、苦慮しております。それで、現時点では、今この方法でやらせていただきたいと、そして、総合窓口といいますのは、受付か窓口かというのは違いますが、受付としては、隣の課にあるなら職員がちゃんと案内をしていくような方法をとっていきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願ひします。

議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員の質問を許します。

13番（中村 末子君） 許可されましたので、確認だけいたします、もう一度ですね。

今町長は総合窓口をつくることは必要と考えていると、現段階ではそれはできないけれども、将来的には考えていくということによろしいんですね、再確認をいたします。

議長（後藤 隆夫） 町長。

町長（小澤 浩一君） 先ほど、最初説明したときも引き続き総合窓口の研究をしていくとお答えをしておりますので、そのように御理解をしていただきたいと思います。（発言する者あり）

議長（後藤 隆夫） 7番、柏木忠典議員。

7番（柏木 忠典君） 私の場合は、この問題に対して一般質問を出しておりますので、具体的な内容については一般質問の中で質疑をしていきたいと、そういうふうに思いますが、二、三お尋ねをしておきたいと思ひます。

今回の課設置条例の全部の改正についての中で、町長に属する分掌事務としての8つの課が設定されていると、その中で新たに政策推進課が設置されておりますけれども、その内容についてちょっとお伺ひしたいと思ひます。

それから、町民課が町民生活課に変更されております。その中で、環境保全係を環境整備課から移行することのねらい、どこにあるのか。それから、企画商工課を廃棄して、農業振興課を農業振興課に変更して、その中で商工観光課を産業振興課に移行することのねらい、これはどこにあるのかお尋ねをしたい、そういうふうに思ひます。

議長（後藤 隆夫） 町長。

町長（小澤 浩一君） 詳細につきまして、担当課長より答弁をいたさせます。（「議長、これは担当課が答えるべき問題じゃないよ、担当課が答えられるはずがないもの」と呼ぶ者あり）

議長（後藤 隆夫） 町長。

町長（小澤 浩一君） 政策推進課になったということですが、総合政策係については、政策施策の立案、その実現に向けて効率的、効果的な行政運営が図られるための内部管理に関する事項までを所管するということとございます。

それから、財政経営係については、管理から経営に転換する視点に立ち、成果を重視した行政運営が転換できるような内部管理を行うということとございます。

それから、情報政策係については、情報の取得から発信までを一手に担い、行政関連情報の一極的な取得及び保有しながら、その情報を政策、施策に反映させる係とする、あわせまして、電子自治体の構築、情報公開及び個人情報保護の専門的な業務を行うということとございます。

それから、環境係をなぜ持ってきたかということとございますが、町民が本当に頻りに利用する課として位置づけを行い、町民サービスのさらなる向上を主眼に、町民生活課を設置するということとございました。ごみを初めとした環境関連の業務は、町民の日常生活と密接に関係があることから、環境保全係を町民生活課内に設置し、町民サービスの向上を図るということで、町民生活課に置いたものとございます。

それから、産業振興課、これは農商工連携による分野横断的な取り組みが求められておりますので、国もですね、その情報の共有化を図り、関係団体を巻き込んで力強い施策を推進する観点から、農業部門と商工業部門を統合し、産業振興課を設置をしたのでございます。

以上でございます。

議長（後藤 隆夫） 7番、柏木忠典議員。

7番（柏木 忠典君） 町民生活課、この中に環境整備係を持ってくる、本当に今町長がお答えになりましたけれども、住民のニーズに合っているのかどうか、懸念されることがたくさんあると思うんですね。それと、環境問題は、課題がすごく山積しているという現状であるということ、それと、環境問題に対応するのに、1つの係で対応できるのかどうか。そういうことを考えたときに、環境は、係ではなく、1つの課としての、今までどおり設置するのが望ましいというふうに思っておりますけれども、いかがですか。

議長（後藤 隆夫） 町長。

町長（小澤 浩一君） 議員のおっしゃることはもっともだと思っておりますが、先ほどから説明しておりますとおり、人員の削減等もでございます。そして、住民が常に訪れていただくのは町民課ということで、常に、何と申しますか、転入等をされるときに、常に環境整備の仕事も全部そういうPRをするために、町民課のほうでやっております、今、こ

の単独の課と申されますけれども、人員配置につきましては、課長補佐級を配置して、そして、運営をうまくいくようにやっていきたいというように思っております。

議長（後藤 隆夫） 7番、柏木忠典議員。

7番（柏木 忠典君） 環境問題は、本当に課題が深刻だと思うんですよ。思い出しても上の中尾不燃物処理場の問題のときには、やはり住民の皆さんが不満の中で役場に押しつけてこられて、大きな騒動もあったというように思っております。町長も知っておられるだろうと思いますが、その人たちが、町民課に、不満の人たちが町民課に来て窓口の業務があっている中でそういう事態も発生するということも考えなければいかんと、そういうように思っております。そこらをどう思われるのか。

それと、以前、農業振興課に企画商工課を移行したということですが、以前も商工と農業が一緒の課としてあったというように思います、昔ですね。それが分かれた理由、そこらどのような理由であったのかお尋ねしたい。

それと、1つ農業と商工及び工業をどのように活用していくのかというのが一番大事ですけれども、それぞれの個性が生かされていくのかどうかと、それと、商工観光課として商工観光を生かしていくのが本当に望ましいと、そういう中では、やはり前回のような1つの課にするのが望ましいんじゃないかというように思いますけれども、いかがですか。

議長（後藤 隆夫） 町長。

町長（小澤 浩一君） 先ほど環境問題のところの中尾の問題を申されましたが、そういうときには、別の部屋でちゃんと私たち執行部も一緒になってお話を聞くということで理解をしていただきたいなと思っております。

それから、産業振興課、確かに、私たちが議員になる前に、このことはあったことは聞いております。しかしながら、そのころには、どう判断になったかわかりませんが、今に至って、国、県の施策が商工業と農業の連携ということで、施策を打ち出しておりますので、私たちもそういった農商工の連携をとりながらやっていきたいなと思っております。

それから、私が町長に就任しまして、やはり、農業と商工業が一体とならなければ、町づくり、産業づくりはなかなかうまくいかないということは感じておりましたので、この施策にのっとって、また進めていきたいと思っておりますので、御理解を願いたいと思います。

議長（後藤 隆夫） 5番、水町茂議員。

5番（水町 茂君） 今度新しく政策推進課というものが設置されようというふうにしておりますけれども、なぜこの課を設置しなければならないのか、その理由をお伺いしたいと思います、1点はですね。

もう1点は、先ほどいろいろな質疑がありまして、答弁がありましたけれども、町長の答弁の中で、高鍋町の特性を生かした課の設置をするのだということを答弁されましたけれども、この高鍋町の特性を生かしたという、私はちょっと意味がわからんとやけど、高鍋町の特性って何があるのですか。

議長（後藤 隆夫） 町長。

町長（小澤 浩一君） 先ほどもお答えをいたしました、御説明をいたしました、なぜ政策課ができたのかということですが、行政改革大綱の中でも大きな柱となっております、機動的で政策対応力の高い組織体制の整備をするために、こういった課を設置したと思っております。

それから、高鍋町に何の特性があるのかということですが、商工農業を生かした経済、それから町の政策を進めるために、そういった課を設置したと思っています。そして、特性というのは、それで生かして、今からつくっていくというのは、私が就任して以来、ずっと今やっておりますので、一つ一つそれを実行していきたいと思っております。

議長（後藤 隆夫） 5番、水町茂議員。

5番（水町 茂君） なぜこの課を設置したかっていう質問ですけど、ちょっと答えが違ふと私は思うんですけども、今までは、企画商工課というものがあったんですね。そこで、政策の立案、本当はしなければならなかったんです、これは。だけれども、政策が全然できていない、これは、企画商工課では。そのために、恐らく政策推進課というもので、企画立案をしてやろうというふうに私は思っておりますこれは。今までがなかったんですよ、そういうやつが、企画商工課で。だからこそ、この政策推進課というものをつくったんじゃないんですか。今まで、したら企画商工課で政策立案をやられていました。

それと、高鍋町の特性を生かしたということで、政策推進課には何も関係ないじゃないですか。農業振興課でやればいいことであってこれは、農業問題については。そういうのは特徴じゃないと私は思っていますけど、この何のために政策推進課をつくるのか。町長もおわかりでしょう、本当は、町長が政策を出して、企画商工課で立案をさせて、それでやっていかなきゃいけないんですよ。それができていないから、政策推進課というものを設けてやろうとしているんでしょう。私もこれ推進課については期待をしています、これは。それが、今後できるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

議長（後藤 隆夫） 町長。

町長（小澤 浩一君） 今議員が言われることでありますが、企画商工課においても、それなりの仕事をしてきたと思っております。しかし、今度、政策課において、それを司令塔としてそこで政策立案して管理まとめをしていくという、そういった方法をとっていきたいと思っております。

それから、農業振興課でやればいいのかということですが、いろいろな商品開発も、やはり商工業と一緒にやってやったほうが、今もやっているんですけども、そういうほうが、よりスムーズにいろいろな面でうまくいくということで、そういうふうにして農商連合で産業課にしたということですが、御理解願いたいと思います。

議長（後藤 隆夫） 5番、水町茂議員。

5番（水町 茂君） 特性というのは、高鍋町は農業じゃないと私は思っています、こ

これは、これは一部の問題であって、高鍋町の特性ではないと私は思うんですよ、これは。新富とか、木城とか、川南、これは当然農業が活発化されておりますけれども、高鍋町は違うんですよ、これは。農業が特性じゃないと私は思っていますがね。

それと、この課を企画商工課のときには立案をしてやっていたというけれども、町民が言うんですよ、これは、何の立案もないと、企画も全くないと言われております、これは。そういうことでこういう課を設置して、今後高鍋町の発展のために、いろいろな企画を立案してやっていこうということじゃないんですか。そのために、課を設置するのでしょうか。今後、町長は当然、こういう課をつくるのであれば、町長の政策なんかぼんぼん出てくるといふふうに、私は思っておりますが、政策が出てくるのですかね、町長。

議長（後藤 隆夫） 町長。

町長（小澤 浩一君） お答えします。

今申されました農業が特性じゃないということですが、私は、やはり基幹産業は農業だと思っております。そして、商品開発とかなりますと、やっぱり商工業の力もあるということで、そういったふうに持っていきなと思っておりますので、理解を願いたいと思います。

それから、政策立案、私もいろいろと職員に投げかけております。そういうことが、より以上に町民の皆さんに期待されるような立案ができるように頑張っていきたいと思っておりますので、理解を願いたいと思います。

議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第54号高鍋町総合計画審議会条例等の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

13番（中村 末子君） 課設置条例が変更される予定を見込んで変更されると考えておるのですが、職員の配置について変更が予想されるのかどうかお伺いしたいと思います。

議長（後藤 隆夫） それでは、暫時休憩いたします。10分間、休憩いたします。

午前10時58分休憩

.....
午前11時10分再開

議長（後藤 隆夫） 再開いたします。

企画商工課長。

企画商工課長（東 啓三君） 先ほどの御質問でございますけれども、この条例改正につきましては、課の名称を変更するものでございまして、職員等の変動はございません。

議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第55号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第56号職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第57号高鍋町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

13番（中村 末子君） 持田地区に完成する持田団地の集会所のかわりとなるものなのかどうか。町内には、町が所有しているこのような集会所は幾つ存在するのか。指定管理状態となれば、管理費用については町が拠出することになると思いますが、その問題はどのように考えての提案なのか。また、使用料について、持田団地の集会についても同様の経費を支払うことになるのかどうかお伺いします。

議長（後藤 隆夫） 福祉保健課長。

福祉保健課長（井上 敏郎君） 今回、持田に設置を予定をしております老人福祉センターについて、同様の施設があるのかということのお尋ねですが、現在、高鍋町中央公民館に併設をいたしております老人福祉センターが、いわゆる老人福祉法に基づく施設でございます。これをA型というふうに規模によって分類をされております。今回、持田に設置をされますセンターはB型ということでございまして、老人福祉法に基づく同センターについては2箇所という形になります。

それから、集会所になるのかどうかということでございますけれども、これは設置目的が60歳以上の高齢者を対象としたものという形になってございまして、老人福祉を推進するという形になっております。集会所とは内容、趣旨を異にしております。

それから、指定管理者の問題ですが、今回の条例一部改正において、指定管理者の条項を追加をしたということになります。今後、現在のA型、それから、新しく設置をされるB型につきましても、指定管理者を設置できるという形になりますが、当面、持田地区について指定管理者方式での管理という形で考えておるところでございます。

それから、使用料につきましては、現在の中央公民館併設のA型に準じて使用料を設定をしております。それから、その持田地区のB型に併設して多目的広場も設置をしておりますが、これにつきましては、公園条例に規定する使用料を準じて持田地区につきましても対応していきたいというふうに思っております。

議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

13番（中村 末子君） まだ答弁ができていない。

福祉保健課長（井上 敏郎君） 失礼しました。

それから、持田団地の地区の方々がこのセンターを利用する際の使用料の関係でございますけれども、これは、センターの設置が、目的が60歳以上の高齢者を対象にして原則無料という形になってございます。で、地区の方々が使用される場合につきましては、それ以外の目的での利用という形になりますので、原則としてそのセンターを利用される場合には、目的外利用という形になりますので、原則として使用料をいただくということを現在のところ考えております。

議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

13番（中村 末子君） 管理費用について、具体的な答弁は避けられましたけれども、管理費用についてはどのようにお考えになっていらっしゃるのかなってというのがすごく気になる場所なんです。そうすると、これは債務負担行為の中には、多分上がってきていないんじゃないかなというふうに思うんですね、老人福祉センターを設置するというので、だから、それについてはどのようにお考えになっていらっしゃるのかなというのが、まず1つ問題点としてあるということと。

それと、これはちょっとこの集会所とは違うということでしたので、今老人福祉センターというか、中央公民館の中にありますよね、中央公民館の中に一部存在しますよね。だから、その問題とあわせたときに、そこを借りるときと、ほかのところの集会所を借りるときというのは、厳密な形で今分けているのかどうかというのを私もちょっと記憶に定かではありませんが、余り厳密には、余り利用されていないという状況が1つあるのじゃないかな、そういう目的で利用されているのは非常に少ないんじゃないかなと思うんですね。

例えば、リハビリテーションに今まで使っていくとか、いろいろな形のお年寄りの方の検診などがある場合に使っていくとか、余り利用の仕方っていうのが、すごく限定されていて使いにくいということが、非常に問題点として上がってきている部分があるんじゃないかなと思うんですね。

ところが、持田団地の方たちは、やはり、あれを集会所と同じような形で見ていらっしゃる部分がある、それが、例えば、集会所と同じ形であれば、老人福祉センターということで、高鍋町が管理することになれば、やっぱり管理者もしっかり、指定管理者なりをしていって、管理規則なり、しっかりとしていないと、その人に伝わっていないと、非常に難しい管理運営になってくるんじゃないかなと思うのですが、法の規制でそのようになっていけばやむを得ないとしても、それでは、持田地区の人たちの集会所というのはどうなるのかなというのがすごく気になったものだから、そこをあわせて私はちょっと聞いている部分があるのですが、これは老人福祉センターの設置ということですので、あとは、また個別に聞いていきたいなと思う部分があるのですが、例えば、子供育成会が利用したいと、雨が降っているからそこを利用して何かしたいというときには、これは営利目的ではありませんので、使用料について、どこまで支払っていくのかなということがすごくわからない、わかりにくい部分があるんじゃないかなと思うんですね。それは、やはり啓発というか、持田団地に居住されている方については、それをどのようにして周知徹底を図

っていかれるのかどうかというのが、すごく気になるところなんです、それはどのようにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

議長（後藤 隆夫） 福祉保健課長。

福祉保健課長（井上 敏郎君） まず、第1点目の指定管理料の件でございますけれども、債務負担行為で上がっていないということでございますが、この持田地区のセンターにつきましては、6月1日から供用開始ということを考えております。したがって、新年度予算の中でそのような措置をとりたいというふうに考えております。

それから、持田地区の方々、集会所として考えているのではないかと、今御指摘がございましたけれども、集会所につきましては、県のほうで設置を別途いたしますので、地区の方々がお会合でありますとか、総会でありますとか、そういうものをされる場合につきましては、集会所のほうを利用していただければいいのかなというふうに思っております。

今回設置をしますセンターにつきましては、先ほど申し上げましたが、高齢者の方々を中心に利用をいただくということになります、その他の利用につきましても、特別に制限を加えることは考えておりません。特に、町長が認めるということで、一般的なその子供会でありますとか、そういう方々がお使いになれば、使用しても差し支えないというふうに思っております。

ただ、料金等が、高齢者が使う場合と、その他の方々を使う場合に分かれてまいりますが、その利用目的が、高齢者の方々を中心とした利用目的、例えば、高齢者と地区の子供会の方、子供会が主催をして高齢者の方々をお呼びをして世代間交流とか、そういうものであれば高齢者が対象になっているということで、申込者は子供会であっても、これは無料の範疇に入れる、使用目的に応じて高齢者のための利用であるというふうに判断をした場合には、これは無料扱いという形にしたいというふうに現時点では考えております。

で、その他をどう分けていくかということにつきましては、中央公民館のA型が細かな分類を内規として持っておりますので、これを準用させていただこうというふうに考えております。（発言する者あり）

失礼しました。地区の皆さん方への住民に対する周知ということで、今回、この条例案が可決をされた場合には、今後の日程として指定管理者の選定の問題とかいろいろあるんですけれども、地区の方々の周知につきましては、もう少し利用の範囲とか、そういう細かなものを定めた上で説明会なりを行いたいというふうに思っております。

議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

13番（中村 末子君） せっかくお金をかけてつくった施設が、使用が制限されるということになると、非常に地区の皆さんから批判を浴びるんじゃないかなと思って、私はこの質疑を行ったわけですね。だから、できるだけ運用に関しては、寛大にやっていくということが、その地元の皆さんからすれば、やっぱり橋を渡らないで、そういうセンターが利用できるということであれば、やっぱりかなりな形で、私はできれば1年間ぐらいは最

低直営でしっかりと管理運営をしていながら、皆さんに周知徹底を図りながら、そして、これぐらいの管理運営の、要するに幅広い運営はできるんだよというところが、ある程度皆さんに理解できた上で、指定管理者に移行していくのも、それはやむを得ないかなという部分はありますけれども、できれば、私は来年の6月からということでしたので、できれば、その6月からの運用を、来年度いっぱい、いっぱいぐらいは、せめて直営を行って、そして、その中でしっかりとPRもしていく、そして皆さんに、持田地区の皆さんに、本当に安心して利用していただけるような施設となって、喜んでいただけるような、本当につくってよかったと言えるような施設になるように、だれも利用する人がいなくて閑古鳥が鳴いているんじゃ、これはまたいろいろ後で物議を醸すでしょうし、だから、皆さんに利用していただくためには、やはり、運用を寛大にしていくことも必要かなと考えて、この質疑を行ってきたわけですよ。だから、その辺のことを考えて、できれば私は提案をしていきたいのは、来年6月からは指定管理者でなくて、思い切って直営に、1年間ぐらいはしていただきたいと、これは要望になりますけれども、そのことについてはどういふふうにお考えになっていらっしゃるでしょうか。

議長（後藤 隆夫） 町長。

町長（小澤 浩一君） 貴重な御意見でございます。いろいろとまた協議しながら諸問題がございますので、協議をして考えていきたいと思っております。

議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。3番、池田堯議員。

3番（池田 堯君） 先ほど中村議員の質疑に対しまして、課長が債務負担行為の件で答弁されましたけれども、町長に伺いますが、今回の条例改正案は、別議案でありますので、この件に関して、条例改正に関して債務負担行為が必要なのか、必要でないのか、お答えください。

議長（後藤 隆夫） 町長。

町長（小澤 浩一君） 今後、先ほども13番議員にも申し上げましたが、指定管理者にするかどうかということも協議しなければならないし、それにおいて、新年度までにそういった債務負担行為を組むかどうかということは考えていきたいと思っております。

3番（池田 堯君） 答弁になっていない、この条例改正案に対して債務負担行為をしなければいけないのか、否かということ聞きよるんです。

議長（後藤 隆夫） 町長。

町長（小澤 浩一君） できると定めていることでありまして、債務負担行為を踏むということは今のところこの条例の中ではやらなくてもよろしいと、私は思っております。

議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

3番（池田 堯君） 今町長の答弁、ちょっと微妙に違うと思うんですよ。私を知る範囲においては、この条例改正案には、債務を伴わないんですよ、債務を負わないんですよ、これは。指定管理者制度の締結等をする場合においては、債務を1年をすることにおいて負うから、債務負担行為を起こさないかんわけですよ、課長がさっき言ったよう

に。これは条例改正案だから、1議案としての債務負担行為はしなくていいんですよ、そうじゃないですか。

議長（後藤 隆夫） 町長。

町長（小澤 浩一君） 私はそういうふうに言ったつもりでございます。

議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第58号高鍋町国民健康保険条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

13番（中村 末子君） 分娩の際に生じた脳性麻痺となったときに、制約はあるでしょうが、保障の保険料を支払いとあります。産婦人科は、もちろんこのような事態に合わせ、自分で保険には加入していると考えております。その保険との整合性及び出産後に保険料だけを支払っても、後遺障害が認定後に保険料だけ負担するという制度は、産婦人科医の方からはどのように受けとめられると考えて提案されたのかどうかお伺いします。

議長（後藤 隆夫） 町民課長。

町民課長（山本 泰英君） この産科医療保障制度につきましては、法の改正によりまして、来年の1月1日から実施されるわけですが、医療機関で分娩する場合、その医療機関がその制度に加入していた場合において、その3万円の掛け金を、その医療機関が支払うために、分娩する人が支払うものでありまして、そのことにつきましては、その入院するというか、分娩のために入院するときに、その医療機関との契約と、そういうことになるということでございます。

議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

13番（中村 末子君） ちょっと答弁が違うんですよ。

要するに、これは病院が支払っている保険料を後でまた負担するということになるのでしょ、違うんですか。違うんですか、だから、制度そのものは、保険料っていうのは後払いっていうのはできないですよ。脳性麻痺があったからといって、済みません、今脳性麻痺になりましたからって保険料を払うから、あとの後遺障害についての保障をしてくださいというふうにはならないですよ。保険というのは、先に入っておいて、そういう事態になったときに、初めて保険というのは効力を発揮するわけであって、保険料っていうのは、だから事前に、お医者さんが支払ったものに対して、そういうものが出てきたときに、保険料分だけを支払うということになったときに、お医者さんからしてみれば、保険料は自分で払っているんだから、言い方は悪いんですけど、3万円をいただいても、保険会社が支払うわけですよ、最終的にはね、最終的には保険会社が支払うのですが、それなら脳性麻痺が出てきたときだけとか言わないで、保険料については、すべての人に、すべての自分ところで出産する人たちには、すべて支払ってほしいんだけどっていう産婦人科医の方がいらっしゃったんですよ。この議案をもらった後に、私産婦人科医に何件か調査

したのです。そしたら、こちらはもともと払っている保険料を肩がわり、その分をね、してくれるというんだけど、実際、脳性麻痺が出てこなければ、そういう保険にはいろいろあるんですって、だから、その保険の中で支払うと、だから、ただし脳性麻痺というのに限定をされていると、いわゆる、だから、本当に寝たきりというまでではないけれども、脳性麻痺と診断された場合によってのみ、この3万円を、これはお医者さんに、保険料の一部負担として支払うということに、多分制度としては、そういう制度じゃないかなと思うんですね。で、どうですかって話を聞いたときに、それぐらいもらってもねみたいな言い方っていうか、だから、言い方がちょっと違うかもしれませんが、そういう言い方をちょっとされた産婦人科医の方がいらしたんですね。

だから、やはり障害を持って生まれた、だから、正常な分娩で生まれたと、限定がありますよね、限定が。だから、この中には、在胎週数が33週以上とか、身体障害者の等級が1、2級相当の重傷者ということで、そして、またおまけに先天性要因等の除外基準に該当するものを除くということになっていますよね。こうなってくると、いろいろな出産の際に、本当に生じたものということになると思うんですね。

だから、そういうことも含めて、産婦人科医の人たちは、ほとんど保険には加入していらっしゃるらしいのですが、だから、指定はほとんどの産婦人科医でしてあると思うのですが、どうなるのかなって、例えば、今から子供たち、これは産婦人科医と限定してあると思うんですね、そうすると、例えば、助産師で自宅出産とか、今すごく自宅出産なんかもありますよね、そういうことも含めて対応されるのかどうか、そのところをお伺いしたいと思います。

議長（後藤 隆夫） 町民課長。

町民課長（山本 泰英君） このことにつきましては、加入している医療機関が、その保険料を、3万円ですか、支払うために出産費を値上げするといいますが、今出産して、3万円プラスして出産費を支払っていただくということになります。

それで、その3万円が出産する側の負担になりますので、その3万円を追加するという、この改正の条例ということになるわけです。助産所で出産する場合には、その医療機関との契約関係をしておれば該当するということになっております。

以上です。

議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第59号予防接種事故に対する見舞金等の支給に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

13番（中村 末子君） 上位法が制定された理由の中に、具体的事例があったのかどうか、通達の内容を明らかにしていただきたいと思います。

議長（後藤 隆夫） 福祉保健課長。

福祉保健課長（井上 敏郎君） 予防接種法が廃止になりまして、新感染症法の中に、結核に関する内容については改正後の感染症法の中に具体的な項目が述べられております。その結核予防法の中の一部、定期の予防接種BCG等、これにつきましては予防接種法の中に包含していくという内容が出されておるといふふうに、今承知をいたしております。

議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第60号平成20年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

13番（中村 末子君） 7項目ありますので、よく聞いておいていただきたいと思えます。

債務負担行為限度額について、小学校の給食調理委託がありますけれども、限度額設定についての算定はどのように行われたのか。ほか債務負担行為についての算定基礎及びこれまでの結果はどのように推移してきたのかお伺いします。

普通交付税の中には、新たに法令化されたものは含まれているのかどうかお伺いします。

歳出の諸費、負担金について、このような支出を行う根拠について答弁を求めます。

賦課徴収についての支出根拠についてお伺いします。

児童福祉総務費の中で、ひとり親となり、父子家庭への助成も可能となりましたが、利用に関する啓発は、どのように行ってきたのか。

事務に関するミスにより、今回は120万円の出費が余儀なくされたが、染ヶ岡最終処分場閉鎖に伴う地区などへの補助金支払いについての方針はあるのかどうかお伺いします。

道路特定財源の問題で、高鍋町の道路改良計画にどのような波及があるのかどうかお伺いいたします。

議長（後藤 隆夫） 教育総務課長。

教育総務課長（永友 吉人君） まず、学校給食調理委託についての債務負担行為の算定でございますけれども、標準的な仕様書をつくりまして、県内で動いております、これは3社でございますが見積もりを依頼いたしました。その結果から妥当と思われる数字をはじき出したところでございます。

議長（後藤 隆夫） 税務課長。

税務課長（竹内 昭博君） 賦課徴収費の支出根拠ということで御質問をいただきましたけれども、今回賦課徴収費ということで役務費、それから使用料及び賃借料、それから負担金補助及び交付金、償還金利子及び割引料という項目で補正をさせていただいております。

まず、役務費の5万円につきましては、預金の照会手数料ということで計上させていただいております。これは町内の金融機関に対しまして預金の照会をさせていただきたいということで、今回計上させていただいております。

それから、使用料及び賃借料につきましては、来年10月より住民税の年金からの特別徴収というのが始まります。それに伴いまして、インターネット業者と契約をするのですが、そのサービス利用料という形で、今回5万7,000円、それと、やはり住民税の特別徴収に関係するのですが、負担金補助及び交付金という形の中で、エルタックスの会費、これを計上させていただいております。この徴収をするに当たりまして、エルタックスの会員にならないといけないシステムになっておりまして、そこで会費という形で2万3,000円支払うことになっております。

それと、金融機関のシステム事務費の分担金として1万1,000円ということで、これも特別徴収の関係ですが、金融機関の事務運営経費というような形でエルタックスを運営するところに運営費という形で分担金が生じておりまして、それが1万1,000円、それから、償還金利子及び割引料につきましては、税の還付金ということで計上させていただいております。これは税源移譲に伴いまして住民税の還付金、これを支払うことになっております。税源移譲によりまして、平成19年度に所得が減って所得税が課せられなかった方が対象になりますけれども、税源移譲というのは、住民税がふえますけれども、その分所得税が減りますので、負担は変わりませんというのが原則でありました。しかし、例えば、退職されたり、病気で長期休暇で所得税がかからなくなった人については、高い住民税だけが加かることになってしまいます。こうした人に対しまして、住民税、増額になった住民税相当額を還付するというのが、今回の措置であります。

以上であります。

議長（後藤 隆夫） 総務課長。

総務課長（川野 文明君） 歳出の諸費についてのお尋ねですが、まず、諸費のうちの職業訓練校負担金5万円ですが、これは職業訓練校に入校された方に1年コースと半年コースとございます。1年コースが1人1万8,000円、半年コースが8,000円ということで、1年コースが3人、半年コースが32名入校です。その分、負担金31万円要りますので、今回5万円不足分を補正させていただきます。

それから、地方バス路線維持費補助金ですが、これは、今地方バス路線ということで、廃止バスの代替として3路線4系統、高野、三納代、西都、高鍋駅からめいりんの湯經由一丁田、西都、高鍋から一丁田經由西都、茶臼原、高鍋、という4路線あります。その欠損額の補助でございまして、運送費用が約5,600万円、運賃収入が2,100万円ほどあるようです。欠損額が3,500万円ほどありますね、そのうちの高鍋町の欠損額が約1,499万8,000円、それに学童バスが1路線ありますので、その分を加えた34万2,000円で、1,534万円ということでございます。

以上です。

議長（後藤 隆夫） 財政課長。

財政課長（正崎 博君） まず、債務負担行為の設定の関係でございまして、総体的な予算編成した関係で総体的な説明を申し上げますと、債務負担行為の限度額の設定につい

てでございます。ここに予算の中で9項目にわたって上げているところでございますが、例えば、廃棄物処理委託、これについては、それぞれまとめてここに計上しております。で、総体で、この件数といたしますと140件ほどでございます。で、限度額につきましては、前年度の契約金等をベースに算定をいたしたところでございます。

それから、地方交付税の算定の基準でございますが、12月の交付分でもって普通交付税がほぼ確定いたしております。その分を全額、今回の補正の財源として充てたところでございます。

以上です。（発言する者あり）

失礼、補足説明いたします。その他の普通交付税の他の財源が入っているかという御質問の内容もありましたけれども、通常のベースで算定した分でございます。

議長（後藤 隆夫） 福祉保健課長。

福祉保健課長（井上 敏郎君） 児童福祉総務費のうちのひとり親家庭医療費の制度改正、どのように啓発してきたかというお尋ねと思いますが、これにつきましては、お知らせたかなべで町内の広報、お知らせを行っております。それから、町民課のほうに住民の移動届をされますが、その際に町民課から福祉保健課のほうに回っていただいて、このひとり親医療制度の説明書、これ等を配付をしながら啓発を行っているところでございます。

議長（後藤 隆夫） 町長。

町長（小澤 浩一君） 染ヶ岡地区の補助金の支出についての考え方ということでございますが、染ヶ岡地区、それから畑地管理組合、水利組合へ、補助金を支出しております。それぞれ町の財政状況をお話しをしながら20年度から減額をさせていただいております。今後もそういった状況をお話ししながら協議を進めていきたいと思っております。（発言する者あり）

議長（後藤 隆夫） 財政課長。

財政課長（正崎 博君） 1件漏れていたようですので、説明を申し上げます。

地方税と原資補てん臨時交付金の件かと思っておりますけれども、今回129万3,000円ほど補正をいたしております。この内容といたしましては、暫定税率が期限切れとなりまして、5月末ごろに可決されたと思うんですけれども、その間1カ月分ほど本則課税となったため、暫定税率分が入ってこなかったと、そういった部分でございまして、今回その分を補てんするといった内容でございます。

以上です。

議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

13番（中村 末子君） 先ほど小学校の給食調理委託ということで、こういった形ということでお聞きしましたところ、3社から見積もり、妥当と思われる金額、例えば、給食調理委託で、これは中学校の共同調理場の問題でも、委員会でも明らかになっていますが、これは管理委託で1人減っただけで相当人件費も減ったということで、委託料が減りたいきさつというのもあるんですね。これが、だから今度計画されている金額が、予定を

されている金額が、こういった点で妥当と判断したのかどうかというところ、わずか3社の見積もりを行ったということなのですが、これ今見積もりというのは、全国各地に給食調理会社っていうのは幾つもあると思うんですね、でも、その中で全国展開をしているところ、新たに、例えば、学校とか、保育園とかの給食の調理委託を新たに獲得したいと思っている、そういう給食関連会社っていうのが全国に、有名な会社がありますよね、そのことも踏まえて、これは見積もりをとられたのかどうかということが1つあるんじゃないかなというふうに思います。

それから、諸費負担金の中で、これは赤字路線バスですね、赤字路線バスの問題があると思うんですね。前から私提案をしておりますが、宮崎交通のほうは、もうこれは路線を廃止したいということを再三言っているが廃止は、ずっと今までに至っていないのですが、私が提案しているのは、今町内のバス路線を確保しておりますけれども、例えば、通学とか、お医者さんに通うとか、いろいろなことで利用されている方がたくさんいらっしゃるということであれば、私は町内のバス路線が廃止されれば、そのバス路線が、また新たに民間にも、宮崎交通も民間ですけれども、恐らくほかの企業にも参入できるチャンスはあるんじゃないかなと、路線確保のチャンスはあるんじゃないかなというふうに思うんですね。そうすると、委託料そのものが、この1,500万円という膨大な金額ではなくて、年間3分の1ぐらいに当たる金額で、ひょっとしたら委託が可能なのかなとか、できるのかなということが非常に気になるころではあるんですね。できるだけ歳出を抑えていくという方向で県のほうとの協議、これは県が決めている問題ですので、県のほうとの協議を含めて、だから、そういう形で足を確保するために、もし県のほうが協力をしていただけるのなら、その分を地方自治体に足を確保するという、足と言ったらいけないのかな、そういう乗り物をきちんと確保していくというしっかりとした方針を、方針変更をお願いをして、できるだけこちらのほうでお願いするものに対して助成金なりをいただくような方向でしっかりと話し合いができなかったのかなって、この間、私も何度か一般質問をしておりますので、そのことができなかったのかなということが一つ気になるころではあるんですね。

だから、そういう意味で、ぜひここは検討課題として上がっているはずなのに、検討がずっとなされていないということは、どういうことなのかということここは質疑をさせていただきたいと思います。

それから、賦課徴収費の諸費のことなのですが、インターネットを利用するということなんですよ、今度はインターネットの利用料というのが入ってくると思うんですね。私が聞いたかった答弁は、インターネットを利用するということは、その会員になるということは、いわゆるウイニーなどの、そういった個人情報の保護をする立場から情報漏れがひょっとしてあるんじゃないかと、非常に心配をする部分があるわけですよ。どんどん住民税まで、後期高齢者の医療保険なり、前期高齢者の医療保険税なり、どんどん年金から差し引かれ、おまけに住民税まで差し引かれることによって、年金受給者が非

常に危機感を持っていらっしゃる、もう最初から引かれてしまう。確かに、お金の管理っていうのは、私は、これは基本的に個人が管理するものだと思っているんですね。確かに、自治体にとっては、住民税を年金から差し引くということに関しては、地方自治体にとっては、確かに入るお金として必要かもしれませんけれども、これは個人の自由を奪う、そして、束縛するというもの、本当に自由も何もなくなってくると、これが民主国家なんだろうかと思って、私はいるんですね。

そういうことから考えたときに、エルタックスとか、会員になったり、ASAのサービスなんかを受けて、本当に情報漏れが起きないのかどうかっていうことの確認はどうされていくのか、されてきたのかということが非常に気になる場所なんですね。そのところをどういうふうに考えて、精査をされて提案をされてきたのかということをお伺いしたいと思います。

それから、事務に関するところで、染ヶ岡の最終処分場閉鎖に伴う地区などへの補助金支払いについての方針はあるのかと、これは関連ではありますけれども、お伺いしていかないと、これからずっと永久的に約束したとおり、15年間を支払い続けていくのか、それとも、どうするのか、じゃあ、それ以降はどうなるのか、川南漁協との話し合いの中でやはり事務ミスが発生したということ、こういうことがだから常に発生していったら、地区の皆さんとの話し合いも行っていない、何もしていない、ただ言われるがままにお金を出しているという状態では、非常に私はこの財政危機の折、本当に締めていくところは締めていかないといけない、地区の皆さん、いろいろな皆さんに御協力を仰ぐところは御協力を仰いでいながら、できるだけ財政に対して、ほかのところの補助金もしっかりと10%なり、何なりをずっとカットして総計的に見れば20%近くずっとここを、補助金などをカットしてきている部分があるんですね。そこについて、本当に、そのところを横を通り過ぎているのではないかというところが、やっぱり自分が問題にならないよう、相手から苦言を呈されないように置いてきたのではないかというところが、非常に気になる場所ではあるんですね。だから、閉鎖された時点で、どういう話し合いをして、どういう書面を残してきているのかということが、非常に大きな、私は問題になっているんじゃないかなと思うんです。

だから、これ事務上のミスっていいますけれども、私は常々言ってきていることは、どこに行くときでも、沖縄での暴行事件があったときに、町長はすぐ私は行きましたと、防衛省に行きましたとおっしゃる、じゃあ、どんな文書があるんですかって聞いたら文書がないと、文書がなく、ちゃんと防衛省に行って口頭で言うんですかって、そういうことはお隣の新富町もちゃんと文書を持って抗議に行かれている、そういうことを考えたときに、高鍋町は文書も何も持っていかないで抗議に行く、こんなことではやはり相手から、ああ文書管理能力が高鍋町はとて低いなというふうに判断をされると思うんですね。だから、この文書管理能力っていうのは、非常に大切な部分があって、そこで話し合いをした結果を必ず文書にして残して、相手との意見交換の、相手の印鑑ももらうぐらい、こ

うという話し合いをしましたかどうかということで、確認し合う作業というのが、非常に少ないんじゃないかなと懸念されるわけですよ。そういうことを考えたときに、このことについてどう考えているのか、どうこれから対処していこうとしているのかということとは、非常に大きな問題ですので、ここで答弁をしていただきたいと思います。

議長（後藤 隆夫） 教育総務課長。

教育総務課長（永友 吉人君） まず、標準仕様書作成でございますけれども、今回の委託業務が基本的には調理業務そのもののみの委託ということになりますので、現状の人数、それから現状の食数、その他を考慮して標準仕様書を作成いたしました。

それから、見積もりをお願いした3社につきましては、先ほど申しましたとおり、現在県内で請負をしております業者3社でございますが、これはあくまでも債務負担行為の限度額を作成するための見積もり、標準的な委託料の基礎となるものをつくるための見積もりでございましたので、実現可能な会社を3社選ばせていただきましたわけで、最終的に、指名に関しましては、別途また指名審査会のほうで協議をしていきたいというふうに思っております。

議長（後藤 隆夫） 総務課長。

総務課長（川野 文明君） 諸費のバス借り上げについてでございますが、これにつきましては、前回と同じような答えになるかもしれませんが、これは高鍋、西都、新富、三者で協定を結びまして、その中でバス路線の補助をしているということでございます。

確かに、お尋ねのとおり、ここ二、三年は、新富、西都の事務局で、そのバス路線の、例えば、三納代経由のバス路線が、一番長いのですが、ここあたりの乗降客の動向で廃止はできないかというような事務局内部では、今話しを出しておるところでございますが、ただ、まだ乗降客がいらっしゃるという現状から見て、それを一気に廃止するのはどうかということで、まだそれはなかなか三者での合意に至っていないと、で、高鍋だけ抜けるということにはなりませんので、今後各町村の乗降客の動向等を見ながら、さらにバス対策協議会等の中でも話しをしていきたいというふうに考えております。

で、以前も、じゃあそのかわりにほかのバスを使ったらどうかという御質問も、確かにございまして、そのときもいろいろ検討したのですが、やはり、それについてもお金が大分かかるといようなことで、おっしゃるように、経費をなるべく安く上げるような方法も検討しながら、また路線の配置、それについても協議会の中では、高鍋町としてはこういう意見だということは出していきたいというふうに考えております。

議長（後藤 隆夫） 税務課長。

税務課長（竹内 昭博君） インターネット利用等による情報漏れをどのように考慮したのかということでございますけれども、この情報漏れにつきましては、国のほうも大変心配をしております、したがって、利用するものを国のほうから指定をされております。その1つがエルタックス、これは地方税申告システムというものですけれども、まずこれを利用して今回の特別徴収を行いなさいということで、各市町村に流れてきているの

ですけれども、このエルタックスを利用するには、やはりかなりな設備のお金が必要です。で、それが可能ではないところについては、とりあえずL G 1という回線、今役場にL G 1という回線が来ております。これを利用して社会保険庁、それから、地方税電子化協議会というところを経由して、そして、市町村とで情報をやり取りをしていくんですけれども、そういう形で、この回線であれば、情報漏れは起き得ないということで聞いておまして、これを利用しなさいということで来ておりますので、今回これを利用するという形で予算のほうも計上させていただいております。

議長（後藤 隆夫） 町長。

町長（小澤 浩一君） 最終処分場の件でございますが、議員の申されるとおりでございます。今まだ閉鎖しておりませんので、先ほどお答えしたような方法で減額はさせていただいておりますが、もし閉鎖をするということになりましたら、そういった話し合いをちゃんといたしまして、文書で残しておく、押印して、そういった方法をとっていきたいと思っております。

議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。7番、柏木忠典議員。

7番（柏木 忠典君） 私は1点だけお尋ねしたいと思いますが、ページが30、31ページの最終処分場の補償補てん及び賠償金、その中の補償金ということで120万円上がって計上されておりますが、これは計上されたときに、川南漁協に対する補償金として伺っておりますけれども、その算定基礎についてお伺いしたいと思います。

議長（後藤 隆夫） 環境整備課長。

環境整備課長（日野 祥二君） 算定基礎というお話しでございますけれども、明確に、例えばこの魚種が幾ら、この魚種が幾らという算定基礎はありません。漁協のほうとお話しをして金額についてこの金額ですねということが算定基礎ということになります。

議長（後藤 隆夫） 7番、柏木忠典議員。

7番（柏木 忠典君） 漁協との話し合いの中でということですね。

それから、公害防止協定書には、平成6年8月19日に結ばれておるわけですが、処分場の使用期間が稼動したのが8年の10月から平成22年度までになっておりますけれども、平成21年度以降にもこの補償金を支払う考えがあるのかどうかお尋ねをしたい。

議長（後藤 隆夫） 町長。

町長（小澤 浩一君） 協議をした上で対処していきたいと思っております。

議長（後藤 隆夫） 7番、柏木忠典議員。

7番（柏木 忠典君） 覚書によりますと、海洋資源並びに稚魚等を守る、そして育成すると、そのために稚魚を放流すると、その放流に当たっては、高鍋町と川南漁業協同組合の双方によって協議するものとするということで、平成6年8月19日に示された物品販売契約書どおりに平成8年度から平成16年度までの8年間は30万円ずつ稚魚購入のための消耗品、物品費として支払われているということですね。平成17年3月14日の物品売買契約書では、アワビ稚貝購入として契約金額が30万円で、納入期限は平成17年

3月18日までとあるわけですね。平成16年度で終了しているのではないかと思うのですけれども、今回、補助予算がこのように1,200万円計上されたと（発言する者あり）120万円、大変失礼しました、120万円計上されたと、これは17年度から20年度までということでありましてけれども、このようになっている中で、このまま支払う必要はないのではないかというふうに思うのですけれども、支払うようになったということはなぜなのかお尋ねしたい、そういうふうに思います。

議長（後藤 隆夫） 町長。

町長（小澤 浩一君） 17年以降は払わなくてもいいのではないかと考えてございますが、15年に16年からはということで担当課長とお話しに行って、理事会にという話があったそうです。しかし、先ほど私が13番議員に申しましたように、そういった書類が作成していなかったということで、うちとしては、何ていいますか、できないということで申して、それを自分たちだけが納得して17年、18年、19年と来たわけでございますので、ことしそういうお話しがございまして、いろいろなお話しの中で稚魚を放流したけど高鍋からの補助がなかったということでございますので、いろいろお話しをした結果、やはり、藻場とか、そういった環境汚染とかということで、漁業の育成をするのは妥当だと判断いたしまして、支払うようになったわけでございます。

以上でございます。

議長（後藤 隆夫） ここでしばらく休憩といたします。13時15分から再開をしたいと思います。

午後0時15分休憩

午後1時15分再開

議長（後藤 隆夫） 再開いたします。

午前中に引き続き、議案第60号について質疑を行います。質疑のある方、6番、大庭隆昭議員。

6番（大庭 隆昭君） 7番議員から質疑がございましたけれども、川南漁協補償金に関連して質問をしたいと思います。

公害防止協定書、覚書、物品売買契約書等が締結をされております。平成15年以降の水質検査測定結果報告がされていなかったことや平成17年度以降は物品等の義務を移行されていなかったことなどが生じております。大変遺憾に思っております。

そこで、次の3点を主にお伺いをしていきたいと思っております。

1つに、今後、平成22年度以降でございますけれども、災害等での粗大ごみを最終処分場に搬入することが考えられると思っております。そういったときに対する対応をどうされる考えでられるかお伺いをいたしたいと思います。

2点目に、町長は漁協に対し、平成20年8月20日、9月30日、10月27日訪問をされております。その中で、協議がされたわけでございますけれども、その内容をお伺

いをしていきたいと思えます。そして、さっき13番議員からも質疑がございましたけれども、支払うことになった契約書等の書類があると思えますので、その提示をお願いしたいと思えます。

それから、3つ目でございますけれども、予算書を見ますと、高鍋町一般廃棄物最終処分場にかかわる債務負担行為が平成6年度から今日まで設定をなされておられません。その理由を伺いたしたいと思います。

以上、お伺いいたします。

議長（後藤 隆夫） 町長。

町長（小澤 浩一君） 22年度からはどうするのかということでございますが、協定書を作成いたしまして、ちゃんと交わして、それからも協議をしながら進めてまいりたいと思っております。

それから、3回の漁協訪問の内容でございますが、協定書をすり合わせて協議を行っただけであると思っております。（発言する者あり）

支払いは、向こうから要望がありまして、またこっちで協議をして決めたような次第でございます。

議長（後藤 隆夫） 環境整備課長。

環境整備課長（日野 祥二君） 現在上がっている予算費目についての契約はあるのかという御質問ではないかと思えますが、それにつきましては、予算が可決をいたしまして、その後ということになります。

議長（後藤 隆夫） 副町長。

副町長（興相 正明君） 最後の御質問でございますけれども、覚書を入れた時点から債務負担行為を設定すべきじゃなかったかという趣旨だと思いますけれども、この覚書の内容につきましては、既に各議員に御配付しているとおりでございますけれども、稚魚放流は、毎年双方の協議に基づいて決めることになっております。また、高鍋町は稚魚を放流するというふうな趣旨で記した覚書の文面であるというふうに考えておりますけれども、そういうところから考えますと、当時やはり必ずしも漁協に対して債務の負担を負うという考え方には立たなかった、そういう性質のものじゃないというふうに判断したんじゃないかと考えております。

以上です。（「答えてないよ、議長、ちゃんと執行部に言ってあげなきゃ、災害時のごみの搬入をどうするのってあったでしょうが、答えていないでしょう」と呼ぶ者あり）

議長（後藤 隆夫） 町長。

町長（小澤 浩一君） 済みません、協定書を交わした中で協議をしながら進めていきたい、協定書の中に、それを折り込んでいくかは、またいろいろ協議をしながらやっていきたいと思っております。

議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

6番（大庭 隆昭君） これが平成6年度に協定を結んでおるわけなんですよ。で、今

20年度ですけれども、予算に計上されているのが4カ年間の分でしょ、その間、いろいろな13番議員も申されましたけれども、ミスということの答弁があったような気がするんですけど、やはりそういったことを考えて私は質問をしているわけですね。そういう間違いが起こっては、やはり高鍋町に損害を招く結果になるわけですよ。そういうことで、協定書に基づいて、その協議をしていくっていう答弁がありましたけれども、やはり、先立ってそういうことはもうはっきり見えているんですよ。今後災害が起きたときには、あそこを利用されるわけでしょ、最終処分場をですね。今も使用しよるわけでしょ、使用しておるから負担をするんですよ、支払うでしょ、支払いをするわけなんですよ。そういうことをやはり将来を見込んで、今そういうものに対して協議をしておく必要があると私は思うわけなんですよ。そういうことで、今後の問題を1つは取り上げたわけなんですよ。

だから、そういうことは、十分検討していただいて、間違いのないように、今後協定を結んでいただきたいと思うんです。そういうことを1つ目に上げたわけなんですよけれども、将来に残さないように、二度とこういうことを起こさないようにしていただきたいというふうに考えております。

それから、2つ目については、今町長が答弁されましたけれども、協定書に基づいて漁協と話し合いをしたということなんですけれども、私が示したように、これは業務報告の中で、町長書いておりますわね、3回行ったということですよ、そやから、その内容は、さっき13番議員からもありましたわね、書類を残しておくことですよ、話し合いは、9月の一般質問の中でもそれが出ました、そういうことですよ。そういう記録を残しておかないと、そして、やはり議会に知らせることが町民に知らせることになるわけなんですよ、そういうことを私は言っているわけ。

だから、ただ行って、こういうことで協定書の内容を検討した、結果支払うことになったわけなんですけど、そういったことをやはり書面をもって、後に残しておかないと、いろいろなやつを引き継ぐ場合にわからないわけなんですよ。だから、記録は正確に、やっぱり残しておいてもらいたいということで、私はそういう話し合いの中で支払いが生じてきたんだということを書面であらわしてほしいということを今申し上げたわけでございます。

そういったことをしっかりやっていただかないと、これは個人じゃないんです、これはですね、公共団体なんですよ。そういう基本的な考え方をやはり持っていて、そして、それが基礎ですからね、公文書をもってやることは私は当然だろうと思うんです。そういうことをきちんとやっていただきたいというふうに考えております。

それから、3つ目に、債務負担行為が設定されていないわけですね。これは、いろいろな学説等もあるんですよ、これはですね。で、2年以上またがる場合には、やはり、債務負担行為を起こしておかないと議会としても審議できないわけなんですよ。そうすると、債務負担行為を起こしておけば、これを否決することはできません。だから、何年といけば、損失関係もなくなるわけなんですよ。ずっと記録が残っているわけですから、例えば、

22年度まで協定書があれば、20年度まで設定されておけば、そういうものは起きてこないんです。町民も理解されますよ、予算書に載っておればですね。

そういったことを考えて申し上げたわけなんですけれども、やはり、予算というものは将来にわたって、そういう債務負担行為を起こすものにあっては、やはりぜひ設定をしていただきたいというふうをお願いをしておきたいと思います。

で、やはり、いろいろな法令等を見ても、やっぱり設定すべきだと、金額はかわらず設置すべきだというふうに出ております。いろいろなことも入れておりますし、やっぱり全国的にもいろいろな問題が来ておるわけですけど、やっぱりそういった重要な問題については、それは単年度で予算化できるものについてはそれでいいと思うんですけども、やはり、今のようにそういった空間ができるというようなことが生じてきたということは、1つは債務負担行為を起こしていなかったから、そういうものが発生したんじゃないかというふうに私は考えたわけなんですけれども、そういったことで、将来にわたって二度と間違いを起こさないようにということで質疑を申し上げました。

この件につきましては、常任委員会等に付託をされるということでございますので、その中で十分審議をしていただいて、詳細はいろいろお聞きしたいことがございますので、その際に質問をしていきたいと思います。

で、今私が申しあげました件について、答弁がございましたら答弁をいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

議長（後藤 隆夫） 町長。

町長（小澤 浩一君） 先ほど記録と申されました、ちゃんと記録はとっておりますので、ここでその内容は申しませんけれども、記録はちゃんととっております。

以上であります。

議長（後藤 隆夫） 5番、水町茂議員。

5番（水町 茂君） こういう重要な問題が起こったっていうのは、私が考えてみますと、やはり町長の発言がこういう問題を引き起こしたというふうに私は思っております。そういうことで、この金額の問題について、なぜ4年間支払いをしなかったのか、その理由が非常にわかりにくい、何か事務的に手続がまずかったから支払いができなかったというふうなことを聞いておりますけれども、その原因について、なぜこういう結果が出てきたのか、1つはお尋ねをしたいというふうに思います。

午後1時33分休憩

午後1時35分再開

議長（後藤 隆夫） 再開いたします。

町長。

町長（小澤 浩一君） お答えいたします。

どういった原因かと申されました。当町のほうから組合のほうに、当時の組合長さんに

そういったお話しをいたしましたところ、もう向こうは理事会にかけるとか、そういう考えがおりになったと思いますが、うちの担当がそれで了解していただいたと判断したのが大きな間違いだったとっております。今後はそういったことを、先ほどから出ておりますが、ちゃんと書面にとって、そして、仕事を完遂していきたいとっております。

5番(水町 茂君) 意味がわかりません、意味がわかります、今の説明で、議員の皆さん。原因は何であったのかということなんですよ、だから、払わなかった原因は。

3番(池田 堯君) だから、町長が言う、そういうことではということではわかりませんわな。そういうことは何だったのか。

5番(水町 茂君) 何があったのですか、払わなかった原因は。忘れちゃっただけじゃないでしょ。事務的なミスだけですか。

議長(後藤 隆夫) 暫時休憩いたします。

午後1時38分休憩

午後1時38分再開

議長(後藤 隆夫) 再開いたします。

町長。

町長(小澤 浩一君) 同じようなことになるかもしれませんが、平成15年度に当方から稚魚の放流を平成16年度までとすることを申し入れた経緯がございます。当方はその当時申し入れを漁協に承諾していただいたものと理解をして、今回の件があったわけですが、漁協としては、そういう認識がなかったとお話しがあり、また弁護士等も通じているとお話しをしたのですが、17年度以降に稚魚放流に要した相当額の費用を支払うよう要求がありました。そのような中で、改めて当方でいろいろと話しをしたところ、話し合いをして、今の状況に至ったわけでございます。うちの職員といいますが、それが関係者が思い違いといいますが、そういったもう一方通行で漁協さんに理解してもらったということが間違いのもとであったとっております。

議長(後藤 隆夫) 5番、水町茂議員。

5番(水町 茂君) 今、弁護士に相談したということをおっしゃいましたが、そういうことで支払わなきゃいかんということで、議員協議会でもお話しがありましたよね。何で払わないと言ったのに、今度払うようになったのか、弁護士から言われたのですか。

議長(後藤 隆夫) 町長。

町長(小澤 浩一君) 先ほど、ちょっと済みません、漁協が弁護士とというふうに言うのを間違ったか、聞き間違えられたかということです。うちのほうは、向こうからの要請がございまして、いろいろ話し合いをした結果、やはり資源法とかそういった面のあれで支払いをしなきゃならんという結果でお支払いをしたわけでございます。

5番(水町 茂君) だから、原因が何であるかというのがわからないんですよ、何で払わなかったのか。何で払わなかったの、覚書がずっとあるのに。

議長（後藤 隆夫） 町長。

町長（小澤 浩一君） 先ほどから申しておりますが、こちらのほうから申し入れをして、それを了解していただいたというふうに、こちらが受け取って、それから支払いをしていないということでございます。

議長（後藤 隆夫） 5番、水町議員。

5番（水町 茂君） いろいろ答弁を聞いているけど、さっぱり原因がわからないんですよ。何で4年分払わなかったのかっていう、で、町長が何か漁協に行かれたということで、何か払わんよというお話しもされたというお話しを聞きましたけれども、それが何で払うようになったのか、私は不思議でしようがない。何かあるんじゃないですか。何か資料があったら提出してください。

議長（後藤 隆夫） 町長。

町長（小澤 浩一君） 私として、漁協のほうから言われたときに、こちらから申し込みが、申し込んだことが生きているというふうに判断しておりましたので、その時点ではお支払いできませんという話しをしました。その後、いろいろと当町で話し合いをした結果、やはり、先ほど申しましたように、資源の保護とか、そういうことでやっぱりうちに最終処分場を持っているわけですから、そういうことで覚書が生きているということをお知らせしておりますが、生きているということで、やっぱり支払わなければならないということでお支払いを今上程しているところでございます。

議長（後藤 隆夫） 水町議員、今の答弁では。

5番（水町 茂君） だめです、重要な問題じゃないですか、これは。

議長（後藤 隆夫） 質問してください。

5番（水町 茂君） いいですか。

議長（後藤 隆夫） はい、許可します。

13番（中村 末子君） 質問じゃないわ、質疑。

議長（後藤 隆夫） 質疑を許可をします。

13番（中村 末子君） 質問と質疑は違う。

5番（水町 茂君） 町長のその漁協に対する答えが、何かばらばらなんです、これは、話しを聞いていると。払わんと言ってみたり、払わないかんじゃろうって言うてみたりしているわけですよ。それで、今資料を提出してくださいって言ったじゃないですか、資料はあるんですか、ないんですか。ない、ある、はっきりしてください、それは。ありません。なぜ町長が漁協に行って支払いしませんよという答えを言っているわけですよ。何かあるはずなんです、そのところでは。でないと、町長たるものが、漁協に行って支払いをしませんよということにはならないと思うんですよ、これは。何かの原因があるからこそ、町長はそこで支払いしませんよと言っているわけですよ。それがまた後日支払いをしますということで今回上がってきたわけですよ、これは。資料はあるんですか、ないのですか。

議長（後藤 隆夫） 町長。

町長（小澤 浩一君） 改めて調査をした結果、当方からの申し入れについては、漁協の了解を書面等できちんともらっていなかったこと、また、申し入れの際、最終処分場へのごみ搬入の中止を条件として示していたにもかかわらず、それも結果的には守っていなかったこと等が判明したということでございます。

こういった事実には照らし、当方も弁護士に相談を行い、また漁協とも協議を重ねた上で結論であるが、本町の事務手続等に全く非がないとは言えない、また、漁協の御主張にも一定の正当性があると思慮されることから、本町が費用負担を中止して以降、漁協が行ってきた稚魚放流について、その費用の一部を補てんすることが妥当と判断した次第でございます。

以上でございます。

5番（水町 茂君） 今、町長が答弁したように、復命書出してくださいよ、そしたら、それも資料じゃ。

議長（後藤 隆夫） 暫時休憩します。それでは、しばらく休憩をいたします。14時から開会をいたします。（発言する者あり）14時10分に再開をいたします。

午後1時48分休憩

.....
午後2時10分再開

議長（後藤 隆夫） 再開いたします。

先ほどの水町議員の質問に対し、答弁を願います。環境整備課長。

環境整備課長（日野 祥二君） 今、議員の皆さんのお手元に、町長が3回ほど漁協事務所で協議をいたしております、その概略という形でまとめておりますので、そういう形でお渡しをいたします。

議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

3番（池田 堯君） それでは、この通り浜漁協に対する補償金120万円について、皆さんが質問されましたけれども、私も一応質疑ですの右をただしたいと思います。

先ほどから町長が答弁の中で、覚書によって今回の補償金の支払いが生じるということ、を件案の説明にもありましたけれども、それで、先ほど大庭議員の質疑に対して、副町長が債務負担行為に関して債務を負う覚書ではないというふうに言われましたけれども、冒頭に申し上げましたように、町長は覚書によって支払いをしなければならないことになり、事務の引き継ぎの不祥事において補償金を払わなきゃならんというふうに言われている。

それを総合すると、年度にまたいだ結果はずっと平成16年まで30万円という金が稚魚放流費として出されております。これを総合して考えると、町長、助役の答弁からすると、町長と助役の答弁には矛盾があると、私は思うんですね。で、結論づけると、債務負担行為が発生していると、町長の説明及び答弁において、それでなければ、今回の補償金というものは、高鍋町が行政執行上において、相手方に何らかの損害を与えたことにお

いて補償金なるものが発生するわけですね。その損害を与えたということ自体が、町長の答弁からすると覚書によって補償しなければならないということであると先ほどから何遍も申し上げますが、明らかに債務負担行為が起こっているということだと思います。

そこで、この覚書を締結するに当たって、地方自治法214条に抵触すると私は思うんですよね、明らかに。その点に関して214条に抵触するかしらないか、どう考えておられるのか、お答え願いたいと思います。

議長（後藤 隆夫） 副町長。

副町長（興梠 正明君） これは私のほうで（発言する者あり）また町長のほうに補足をしてもらいますので、まず私のほうから答弁を……

3番（池田 堯君） だめよ、順番が違うわ。補足はあんた、町長がした後にするとが補足っちゃろ。

議長（後藤 隆夫） 町長。

町長（小澤 浩一君） 債務負担行為とは地方公共団体が将来にわたる債務を負担するというとされており、債務を背負うことが目的であるとされております。また、その効果、効力としては、将来にわたる債務を負ってよいという権限を予算の執行権に付与することになるものであると、執行権がですね、執行権者に付与するものであるということであり

ます。

したがいまして、本事案については、債務負担行為設定の必要性があるとは言えないと判断をしているところでございます。

議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

3番（池田 堯君） 今町長の答弁を聞いて、私は理解できない。それは、なぜかという、提案理由からして覚書においてしなければならないということですから、要するに債務負担行為というものは、執行機関の意思があり、その結果、各年度をまたぐという状況においての行為をしなければならないと、それであれば、私はこの覚書自体が無効であると思うんですね。当然、債務負担行為を起こしてからじゃないと、契約等の行為は起こしたらいけないと、214条は規定しておるわけじゃから、覚書自体が無効だと私は思うんですね。

そうなると、最高裁判例、35年の7月1日の最高裁判例があるんですよ、それにおいては議決を要しなかった行為に対しては無効とあるんですよね。それが、平成16年の大阪高裁だったと思いますが、その35年の最高裁判例を支持して、最近16年に判決が出ております。これも調べればわかると思いますが、明らかに債務負担行為を予算書に提示しないということは、議決を要していないということですから、私は214条違反、ましては、最高裁判例に反するというので、相手方である川南町漁業協同組合に関しては、善意の第三者ということで支払ったものに関しては私法上の契約が有効であろうと思っております。それで、結果は、当町より執行がされた予算措置に対しては、無効ではないかと、言えば違法のある支出ということで、監査請求の対象になり得る案件であろうと思っ

ております。

これは、本会議において、議会において知らしめることにおいて住民の方も知っていただくということになりますので、また後日何らかの行動が起こされる可能性もあろうと思えます。そここのところで、何と申しますか、警告と申しますか、御注意とかいいましょうけど申し上げておきます。

それで、もう1点、この補正に計上されている120万円、当然、過年度分の30万円の90万円は、一応予算計上はわかるんですよ、私は。なぜ当該年度の予算30万円が補償金になるのですか、それを伺いたと思います。

議長（後藤 隆夫） 環境整備課長。

環境整備課長（日野 祥二君） 当該年度が、平成20年度分までなぜこの中に入っているのかという御質疑ですけれども、漁協と協議を続けておりますが、今年度分の稚魚放流の事業については、11月で既に終わるということ聞いております。したがって、議決、予算を審議していただくわけですけれども、それには間に合わないというようなことがあらかじめわかっておりましたので、こういう形にさせていただいたということです。

議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

3番（池田 堯君） そういうことでされたということですが、私が9月議会でこの問題に関して総括質疑をやったときに、資料提出を願いました。で、ここに16年度の物品売買契約書なるものが皆さんに提示されたです。これは、16年度分が17年の3月に契約して、その後3月18日までに支払うということになっているんですよ。それからすると、今課長が答弁されましたけれども、またおかしいと思えますよ。年度内であればいいはずですよ。通常、こういう17年の売買契約書ですけれども、これで執行されています。こじつけであって、今年度に関しては、予算計上は、おかしいと思えますよ、30万円補償金ということは。現年度高鍋町においては、現年度はまだ終わっていないじゃないですか。終わっていない、ましてや、今回は普通の計上である事業費計上であっていいし、3月議会での補正も聞くわけじゃから、これはおかしいんじゃないですか。理屈が立たんと思えますよ。

議長（後藤 隆夫） 副町長。

副町長（興梠 正明君） 覚書に基づきますと、この内容については、町が放流するというような形になっております。したがって、本来一番適切な歳出科目としては委託料かなというふうに思われるんですけども、委託をするにしても、もう今現時点では終わっておりますので、結果として補償金というふうな形で出すのが適当というふうに判断した次第でございます。

それから、先ほどございましたけど、契約ではないかということのお話があったんですけども、再三申し上げておりますように、この覚書はやっぱり私どもとしては契約というふうにはとらえていないということでございます。したがって、債務負担行為を行う必要があったかどうかと、もちろん学説いろいろございまして、広く解釈されている

部分もあるんですけども、これは、例えばこの法令については、本町みずから行ってもいいわけでございますし、それから、今回の内容っていいですか、出すに至った理由というのは、先ほど町長が申し上げたことを補足しますれば、本来町がやるべき、やってよかった部分を川南町が、漁協がそうされたので、それにかわって、町にかわって行くべきところをされたというようなことにも解釈できますことから、そういう形で、町でその分の過去にさかのぼって補償補てんをするというふうな意味があるかと思えます。

議長（後藤 隆夫） 申し合わせ事項により3回終了しておりますが、1回のみに関り、質疑を許可いたします。3番、池田堯議員。

3番（池田 堯君） どうもありがとうございます、議長。

それで、今助役答弁されましたけれども、委託事業が終わったとか何とか言われましたですね、何じゃったですか。この物品売買契約書なるものがあって、16年度までは、この物品売買契約書に基づいてされたんでしょ。それであれば、執行自体は3月ですわ、この契約書によると、まだ当該年度は20年終わっちゃらんじゃないですか。なぜ、先ほどから言うように、当該年度は終わっていないのに、補償金として出すのかと、予算計上がおかしっちゃねえかって言いよとですよ。おかしいでしょう、おかしくない理由がどうのこうの言われるけんですよ。高鍋町自体が、当該年度が終わってないじゃないですか、まだ、どうですか。

それと、まだ質疑しておりますので、先ほどの水町議員から質疑があった段階で、休憩をとって資料提出がありましたけれども、これは、先ほどから大庭議員、柏木議員からの質問の中であった、政務報告の中にある協議の結果報告であって、水町議員が求めた払わなかった理由の原因になる協議書ではないと、私は思うんですよね。ないということであるならそれでいいですけども、これも大庭議員からも出ましたように付託がされますので、総務常任委員会において慎重なる審議をしていただいて、私もまた総務委員長に質疑をしたいと思えます。

それで、先ほど言った当該年度に補償金ではおかしいのではないかということに関して、再度明確な答弁をお願いします。

議長（後藤 隆夫） 副町長。

副町長（興相 正明君） おっしゃる意味としては、当然、物品売買契約というものを締結するのであれば、当該年度で支出はできると、私も思います。しかしながら、より適切な拠出の仕方というのは、やはり覚書に基づきますと稚魚を放流するのは町なんですわ、主体的に、その内容に戻りますと、私も本来委託で出すべきであろうというふうに判断した次第でございます、それが一番適切。

3番（池田 堯君） そうなると、先ほどから言っているが、あんたが債務負担でもいいと、負担は約束してはいけないと言うけど、先ほど補償金として出すということになれば、町長が言われる覚書に基づいて払わなければならないと言ったじゃないですか。もう質問できんからですよ。

副町長（興相 正明君） そういうことでございます。御理解をいただきたいと思います。

議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第61号平成20年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。質疑はありますか。13番、中村末子議員。

13番（中村 末子君） 繰越金はこれで全部なのでしょうか。現在の国保税徴収率はどのように推移してきているのでしょうか。滞納整理システムについての効果は現在のところあらわれているのかどうかお伺いします。

議長（後藤 隆夫） 町民課長。

町民課長（山本 泰英君） 繰越金について、まだ予算計上していない額につきましては805万円程度でございます。

以上です。

議長（後藤 隆夫） 税務課長。

税務課長（竹内 昭博君） 現在の国保税の推移ですけれども、12月2日現在ですけれども、前年同期と比べまして0.17%上回っております。

それから、滞納整理システムについてでございますけれども、滞納整理システムを導入することによりまして、滞納者の皆さんのいろいろな資産の状況、それから、今まで話し合いをしてきた内容、そういうものが一目でわかるようになりますし、また催告を出したりする場合も、そのシステムによって素早く対応できるようになっております。したがって、今回0.17%の上昇ということでありまして、こういう面も考慮して滞納整理システムというのは非常に収納業務については貢献しているものというふうに考えております。

議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

13番（中村 末子君） 昨年度と比較して、同時期とですね、0.17%上昇ということなんですけれども、滞納整理システムによって、それとか、徴収方法として、今差し押さえなどが行われているのかどうかということも含めて、預金差し押さえを含めてどのような体制をとっておられるのかお伺いしたいと思います。

議長（後藤 隆夫） 税務課長。

税務課長（竹内 昭博君） 今、預金の差し押さえ、それから給料の差し押さえ等をいろいろな話し合いをした中で約束を守っていただけない方につきましては、そういう対応をさせていただいております。で、今11月末現在ですけれども、23件の滞納処分という形でとらせていただいております。

議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第62号平成20年度高鍋町老人保健特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

13番（中村 末子君） 債務負担行為が平成21年度までとありますが、その理由を説明願いたいと思います。

議長（後藤 隆夫） 町民課長。

町民課長（山本 泰英君） 本年度中に契約をいたしまして21年度に支払うということになるということで、ここに設定をするものでございます。

議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

13番（中村 末子君） 老人保健法は、御存じのとおり、ことしの4月から後期高齢者医療保険制度に変更になっておりますよね、それが21年度まで支払いが延びるっていうのは、どういうことかなって、単純に考えて皆さん思われているんじゃないかなと思うんですよね。だから、そのことを詳細に述べていただかないと、例えば、もうこの予算で見ただけだとわかると思うのですが、ある程度整理に入ってきている状態ですよね。3月分までの部分を整理してきている状態でしょ、これは、違うんですか。

だから、また今後高齢者医療保険制度がどう変更になっていくのかというのは、ちょっと今国政の状況が危ぶまれているところではあるんですけども、平成21年度まで債務負担行為を抛出しなければならぬ、両方抛出していかなければならぬというところが、非常に私は大きな問題じゃないかなと思うんですね。後期高齢者のほうも抛出しなければならぬという二重三重の負担が、やっぱりこうやって強られるということ自体が、なぜ素早い対応がしっかりとできないのかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

議長（後藤 隆夫） 町民課長。

町民課長（山本 泰英君） 御承知のように、この老人保健事業につきましては、19年度をもって終了したわけですが、医療機関等から来るレセプトが過誤調整等によって3年間さかのぼるといふか、そういうことになります。それで、平成21年度までは老健の会計は続くわけですが、その後の1年間につきましては、その時点で支払うことになっていた保険者が支払うということになります。それで、平成21年度まではこの老健の会計事業が続くこととなりますので、こういう設定をするものでございます。

議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第63号平成20年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

13番（中村 末子君） 諸支出金が発生した理由を述べていただきたいと思います。

議長（後藤 隆夫） 町民課長。

町民課長（山本 泰英君） この諸支出金の還付加算金が発生した原因ですけど、この後

期高齢者医療制度につきましては、今年度から発足したわけですが、この当初予算を編成する場合において広域連合とも協議した結果、年度当初は一千円予算ということで予算編成したわけですが、保険料の決定額が、まず最初、仮算定ということで18年度の所得額により算出します。そして、本算定を19年度所得額によって決定するわけですが、その差が一時所得等によりまして大きくなった方がいらっしゃったために、この金額が、この差が大きくなったために減額等により生じたために補正をするわけですが、この金額につきましては、広域連合のほうから補てんされることになっておりますので、歳入歳出同額の予算を計上をしているところでございます。

以上です。

議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第64号平成20年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。

13番（中村 末子君） 汚水管渠から公共マスへ変更された理由は何なんでしょうか。

議長（後藤 隆夫） 環境整備課長。

環境整備課長（日野 祥二君） 御説明をいたします。

汚水管渠工事のほうから公共マス事業に振りかえるということで計画をいたしておりますが、公共マス設置工事費は、当初250万円で見込んでおりました。それが、工事は進めておったんですけども、現段階でおおむね箇所数で13箇所ということになりますが、13箇所でおおむねこの予算ができたという状況があります。で、今後計画上では、あと10箇所ぐらいあるのかなということで150万円というような形で今回計上させていただいたというようなことでございます。

議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

次に、議案第65号平成20年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第66号平成20年度高鍋町水道事業会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総括質疑を終わります。

お諮りします。議案第53号から議案第57号及び議案第59号から議案第60号まで

の7件につきましては、お手元に配付しました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に審査を付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号から議案第57号及び議案第59号から議案第60号までの計7件につきましては、各常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

お諮りします。議案第58号及び議案第61号から議案第66号までの計7件につきましては、議長を除く15名をもって構成する特別会計等予算及び条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号及び議案第61号から議案第66号までの計7件につきましては、議長を除く15名をもって構成する特別会計等予算及び条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

なお、委員長には副議長、副委員長には文教福祉常任委員長を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、委員長には副議長、副委員長には文教福祉常任委員長が決定しました。

議長（後藤 隆夫） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

これで本日は散会します。

この後、15時から特別委員会を開催いたします。

午後2時43分散会